

○大蔵委員会

内閣提出法律案（一件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件	名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
					付委員会	議委員会	
					議員会	決議本会議	
109 9 百九回国会	抵当証券業の規制等に関する法律案	(衆)	(衆)	大正三、九、四 大正三、九、一〇 大正三、八 大正三、九 大正三、九	可 可 決 可 可	大正三、八 大正三、九 大正三、九 大正三、九 大正三、九	議委員会 決議本会議 付委員会 議委員会 決議本会議
							百九回国会 參 繼 統 百十回国会 參 繼 統 決

抵当証券業の規制等に関する法律案（第一百九回国会閣法第九号）

一、開業規制

抵当証券の販売を業として行う者は、大蔵大臣の登録を受けることを要し、その登録は三年ごとに有効期間の更新登録を受けなければならない。

ただし、登録申請者が一定の要件に該当するときは、登録を拒否される。

二、行為規制

抵当証券業の適正な運営を図るため、抵当証券業者に對し、一定の様式に基づく標識を掲示させ、広告等の規るものであり、その主な内容は次のとおりである。

制を行うとともに、契約締結時において契約内容を明らかにする書面の交付を義務付け、抵当証券を自ら保管することを禁止する。

三、監督

抵当証券購入者の保護の実効を期するため、登録後の抵当証券業者に対し、帳簿書類の作成及び保存、事業報告書の提出を義務付けるとともに、立入検査、登録の取り消し等、行政当局は所要の監督を行う。

四、抵当証券保管機構

購入者の権利保全を確実なものとするため、二の行為規制に伴い、大蔵大臣は、抵当証券の保管等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる民法上の公益法人を抵当証券保管機構として指定することができる。

五、抵当証券業協会

購入者の保護を図るとともに、抵当証券業の健全な発展に資することを目的として、抵当証券業者が同業者を会員とする抵当証券業協会を設立することができるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました抵当証券業の規制等に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における抵当証券業の状況にかんがみ、抵当証券の購入者の保護を図るため、抵当証券業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保しようとするものであります。

委員会におきましては、抵当証券の購入者保護の観点から、抵当証券業に対する行為規制のあり方、抵当証券業者の健全経営の具体策、抵当証券保管機構のあり方、また、新規業務が増えていくなかでの財務局職員の要員の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。